

岩美町立学校教育実習生受け入れ要項

令和 7年 1月 1日

【要項の趣旨】

- 1 この要項は、地域における教員養成の重要性を鑑み、岩美町立学校（以下「町立学校」という。）における教育実習生（以下「実習生」という。）の受け入れに関し必要な事項を定めることにより、教育実習の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

【実習生の受入依頼】

- 2 実習生を派遣しようとする大学は、町ホームページ記載の「岩美町立小・中学校における教育実習の手続き」にそって受入依頼の申請等を行うこと。

【受入決定の取消】

- 3 教育委員会は、実習生が次の各号の一つに該当するときは、実習生受け入れの決定を取り消し、または、実習を中止することができる。
 - (1)校長の実習計画等を遵守しないとき。
 - (2)実習生としてふさわしくない言動があったとき。(実習生を派遣する大学の遵守事項)

【実習対象者】

- (1)原則として、実習生は教育実習を受けようとする学校を卒業・修了していること。ただし、当該学校においてボランティア等の活動を積極的に継続して行っており、当該学校の長が教育実習生として受け入れることを認める場合は、この限りでない。
- (2)鳥取県の教員を志望し、教員採用選考試験を受ける予定であること。
- (3)教育実習の期間中は、教育実習に専念できるものであること。
- (4)勤務している学生については、その事業主等から教育実習についての了解を得ていること。
- (5)麻疹・風疹ワクチンを接種したことを証明できるものであること。また、健康診断の結果、健康であることが認められたもの。
- (6)一般教育科目並びに教科及び教職に関する専門科目のうち、教育実習の前に履修することが望ましいものについて、一定の単位数を修得していること。
- (7)授業構想、学習指導案その他教員としての基本的な心構え等の教育実習のための指導を事前に十分に受けていること。

【実習生を派遣する大学の遵守事項】

- 4 実習生を派遣する大学は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 実習生に対する教育実習の基礎的な指導を行うこと。
 - (2) 実習の際、知り得た個人情報その他の秘密について、これを適切に管理するとともに、その漏洩、紛失、その他不適切な行為を行わないことを遵守するよう指導を行うこと。
 - (3) 実習生が学校外で個人的に児童、生徒及び保護者に接しないよう指導を行うこと。

【経緯費の負担】

- 5 実習生の教育実習にかかる経費は、大学が負担しなければならない。
- (1) 実習実施にともない生じた給食費等の実費を実習生に請求することができるものとする。
 - (2) 委託料、謝金などは徴収しない。

【損害賠償責任等】

- 6 大学は、実習生が教育実習に関連して、児童、生徒若しくは教職員又は町立学校の施設整備に損害を与えたときは、その損害を被害者に賠償しなければならない。
- 7 実習生が実習中に災害を受けた場合、その補償等は、大学が行わなければならない。

附則

この要項は、令和7年1月1日から施行する。